

品川区立八潮学園

P T A 会 則



品川区立八潮学園P T A

第1章 総則

(名称・所在)

第1条 本会の名称は、品川区立八潮学園PTA(略称「八潮学園PTA」とする。
所在は、八潮学園内(品川区八潮5-11-2)に置く。

(会員)

第2条 本会は、本校に在籍する児童・生徒の保護者並びに本校に勤務する教職員(校長を除く)をもって会員とする。ただし、校長は学校運営の長として本会の全ての議事に参与し意見を述べることができる。

(目的)

第3条 本会は保護者と教職員が親睦を図り、協力し、地域社会と連携しながら児童・生徒の健全な育成をはかる活動を行うことを目的とする。

(運営)

第4条 本会の運営は会員の中から選出された代表者が民主的に行う。

(経費)

第5条 本会の活動に要する経費は会費、およびその他の収入をもって充てる。

第2章 組織

(組織)

第6条 本会は次の組織を置き、その運営にあたる。役員会、会計監査以外の各組織は、委員長、副委員長を置く。また、各組織はそれぞれの年間の活動を記録する。

1. 役員会
2. 会計監査
3. 学年委員会
4. 専門委員会
 - (1) 文化厚生委員会
 - (2) 校外生活委員会
 - (3) 広報委員会
 - (4) 推薦委員会
5. その他の委員会

(役員)

第7条 本会の役員は次のとおりである。

1. 役員の構成は次のとおりとする。会長以外の保護者役員の人数は細則で定める。
 - (1) 会長 1名 (保護者)
 - (2) 副会長 (保護者+副校長3名)
 - (3) 書記 (保護者)
 - (4) 会計 (保護者)
2. 保護者役員は推薦委員会が保護者会員の中から推薦し、書面にて全会員の過半数の承認を得て選出される。
3. 役員の任務は以下のとおりである。
 - (1) 会長は本会を代表し、会務の全てを統括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。
 - (3) 書記は総会・運営委員会・役員会の議事を記録し、会員に報告する。
 - (4) 会計は会計事務を処理し、収支を会員に報告する。
4. 役員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1カ年とする。
5. 役員に欠員が生じたときは、運営委員会において候補者を選出し承認することができる。補充役員の任期は前任者の残り期間とする。
6. 役員は同じ役職での任期を連続3年までとする。

(役員会)

第8条 本会の役員会は次のとおりである。

1. 役員会は役員で構成し、主に次のことを行う。
 - (1)総会・運営委員会等の運営を行う。
 - (2)学校、関連団体および諸機関等の対外的な窓口となり、情報を会員または運営委員会に報告する
 - (3)本会全体としての運営・活動に必要な事務処理を行う。
2. 役員会は必要に応じて会長が招集する。

(会計監査)

第9条 会計監査は次のとおりである。

1. 会計監査は保護者会員2名、教職員2名の計4名で構成する。
2. 保護者会計監査は推薦委員会が保護者会員の中から推薦し、書面にて全会員の過半数の承認を得て選出される。教職員会計監査は教職員の中から選出する。
3. 会計監査は、本会の会計の処理を監査し、その結果を会員に報告する。

(学年委員会)

第10条 各学年委員会は、次のとおりである。

1. 学年委員会は、次の活動を行う。
 - (1) 家庭と学校及び会員相互の親睦を図る。
 - (2) 当該学年の諸問題の解決を図り、本会の活動を円滑に実施する。
 - (3) 活動年度内に次年度の学年委員長1名を選出する。学年委員長はクラス委員長を兼務する。
2. 各学年は当該学年全体の保護者会員の中から学年委員として、クラス委員と専門委員を選出し、教職員委員と共に学年委員会を運営する。
3. 各学年のクラス委員では、クラス数分のクラス委員長と副クラス委員長を選出する。学年委員長以外のクラス委員長を副学年委員長とする。学年主任(教員)1名も副学年委員長とする。各学年の専門委員では、文化厚生委員・校外生活委員・広報委員・推薦委員を選出し、学年委員会の活動と並行して、専門委員会の活動に参加し、活動を学年委員会に報告する。
4. 各学年委員長は、運営委員となり運営委員会に出席する。

(専門委員会の活動)

第11条 専門委員会は次の活動を行う。

1. 文化厚生委員会は、文化・教養・福利・厚生に関する事を行う。
2. 校外生活委員会は、地域社会の教育環境の改善、児童生徒の校外生活指導に関する事を行う。
3. 広報委員会は、会の広報機関としてPTA広報誌の発行、その他の広報活動を行う。
4. 推薦委員会は、運営委員会の決定した方針に従い、年度内に次年度の役員、会計監査候補を書面にて、承認を依頼し、承認を得る。

(専門委員会の運営)

第12条 専門委員会は次のとおりである。

1. 各専門委員会は各学年委員会から選出された担当委員及び担当教職員により運営する。
2. 各専門委員会は担当委員の中から互選により委員長1名(保護者)、副委員長2名(保護者1、教職員1)その他必要な役職を決定する。ただし、推薦委員会の教職員委員は副校長3名とし、そのうちの1名は副委員長とする。
3. 各専門委員会の委員長は、運営委員として運営委員会に出席する。

(その他の委員会)

第13条 その他の委員会には、実行委員会と特別委員会がある。

1. 実行委員会は、次のとおりである。
 - (1) 実行委員会は、年度内の各種活動を実施するため、学年を超えて委員を募集する委員会であり、必要に応じて運営委員会が設置する。

- (2) 実行委員会の活動期間中は委員長が運営委員会に出席し、活動状況を報告する。
- 2. 特別委員会は、次のとおりである。
 - (1) 特別委員会は委員に会員以外を含む場合や、活動期間が1年を超える委員会で、必要に応じて、総会で設置する委員会である。但し、定期総会后、特別委員会の必要性が生じた場合は運営委員会の議決をもって設置し、直近の総会で承認を得ると共に報告する。
 - (2) 特別委員会の委員長は保護者会員とし、活動期間中は委員長が運営委員会に出席し、活動状況を報告する。

第3章 会議

(会議の種類)

第14条 この会の会議は、総会、運営委員会、各組織の会議がある。すべての会議は原則会員に公開されている。

(総会)

第15条 総会は、最高の議決機関であり、次のとおりである。

- 1. 総会には、定期総会と臨時総会がある。
- 2. 定期総会は、毎年1回開催する。
- 3. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の請求があった場合に開催する。
- 4. 総会は、次の事項について協議・議決する。
 - (1) 活動報告と決算の承認。
 - (2) 活動計画と予算の承認。
 - (3) 年度会費の金額の承認。
 - (4) 会則の改正。
 - (5) 第13条の2に定める特別委員会の設置。
- 5. 総会は、委任状を含めた全会員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席会員の過半数で決する。但し、会則の改正は出席会員の3分の2以上の承認で決するものとする。(委任状を含む)

(運営委員会)

第16条 運営委員会は次のとおりである。

- 1. 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり以下の事を行う。
 - (1) 各組織の活動報告、連絡、調整等。
 - (2) 総会の日程、総会議案の審議・議決。
 - (3) 第13条の1に定める実行委員会の設置の審議・議決。

(4) 細則に定めた事項、その他諸問題の審議・議決

2. 運営委員会は、役員および各学年委員長、各専門委員会の委員長で構成する。
3. 運営委員会は、8月を除き、毎月1回開催する。但し役員会が必要と認めた場合、または役員を除く運営委員の3分の1以上の請求により臨時に開くことができる。
4. 運営委員会は運営委員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席運営委員の過半数をもって決する。

(各組織の会議)

第17条 役員会、会計監査および運営委員会を除く各組織の会議は、次のとおりである。

1. 各会議は委員長が必要と認めた場合に委員長が召集して開催する。
2. 各会議は構成員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。
3. 各会議は協議内容並びに結果を記録し、運営委員会に報告し保管する。

第4章 会計

(会計)

第18条 本会の会計は次のとおりである。

1. 本会の活動に必要な会費は、会員家庭単位で徴収する。金額は運営委員会にて審議し、総会で承認を得る。
2. 年度予算は役員会が起案し、運営委員会で審議、議決の後、総会の承認を得て執行する。
3. 本会の資産は、本会の目的達成以外には使用してはならない。
4. 本会の資産は、役員会が管理する。なお、本会の資産は定期総会で報告する。
5. 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

第5章 その他

(細則)

第19条 本会則実施に必要な細則は、本会則に反しない限り、運営委員会にて審議・決定することができる。

細則で定める内容は以下のとおりである。

1. 会長以外の保護者役員の定員、各委員会、会計監査の定員。
2. 会員数の変化に伴い変更の必要がある事項。
3. 時代の変化に沿う必要のある事項。

付則 平成25年 1月19日改正

平成28年 4月 1日施行

細 則

1. 組織についての細則

- (1) 役員会、会計監査を除く各組織は、必要に応じて書記、会計などの役職を置く。
- (2) 役員は任期終了後も、活動報告、引継ぎなどの事務作業を次年度の定期総会まで行う。
- (3) 会長以外の保護者役員の数人数は次のとおりである。

副会長	4名
書記	2名
会計	2名
- (4) 学年委員会のクラス委員の人数は当該学年のクラス数×2名とする。
- (5) 学年委員会の専門委員の人数は次のとおりである。
 - (ア) 1学級と2学級の学年については、文化厚生委員・校外生活委員・広報委員・推薦委員を各1名の4名とする。
 - (イ) 3学級の学年については、校外生活委員・推薦委員を各1名、文化厚生委員・広報委員を各2名の6名とする。
 - (ウ) 4学級より多い学年については、文化厚生委員・校外生活委員・広報委員・推薦委員を各2名の8名とする。
- (6) 運営委員が運営委員会に出席できない場合は、各委員会の委員の代理出席を認める。

2. 会計についての細則

- (1) PTA会計の監査は、会計監査により年2回行うものとする。
 - (ア) 中間監査・・・4月1日～9月30日までの収支を10月に監査する。
 - (イ) 期末監査・・・10月1日～3月31日までの収支を4月に監査する。
 - (ウ) 会計監査は運営委員会へ出席はできるが、議決権はないものとする。
- (2) 転入・転出者のPTA会費については次のとおりである。
 - (ア) 転入の場合は、転入月より年度末までの月割りで、納入するものとする。
[各家庭の年会費÷12×在籍月数＝転入者の会費(端数切捨て)]
 - (イ) 転出の場合は、納入金を返却しないものとする。ただし、年度初めの会費納金前の転出の場合は、
 - (ア)同様の月割り金額での納入とする。
- (3) 年間活動費の中に以下の積立金を設ける。いずれの積立金も目的の用途以外には使用できないものとする。
 - (ア) 周年積立金：創立周年行事の祝賀に必要な金額を積み立てる。
 - (イ) 設備費積立金：年度予算では賅いきれない高額な設備に必要な支出のための積立金とする。
積立限度額は30万円とする。
- (4) PTA慶弔規定
 - (ア) 会員および在籍児童・生徒が死亡した場合 弔慰金 5,000円
 - (イ) その他、会長が必要と認めた場合には、役員会で協議したのち弔慰金・見舞金を支出することが出来る。

(5)収支内訳について

- (ア)会員から請求があった場合、収支内訳の明細を閲覧することができる。
- (イ)役員会は、支出の妥当性をはかり、必要に応じて運営委員会へ報告する。
- (ウ)各PTA連合会の役員に就いた会長は、各会の当役員支出を役員会へ報告しなければならない。

3. 個人情報保護についての細則

- (1) 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理について「PTA個人情報取扱内規」に定め、適正に運用するものとする。

4. その他についての細則

- (1) 八潮学園PTAの手引は役員会が随時見直し、必要と判断した場合は改正する。
- (2) 会員によるサークル活動については次のとおりである。
 - (ア) 八潮学園PTAは会則第3条にある会員相互の親睦のための会員によるスポーツ、音楽及び各種趣味のサークル活動を推奨する。
 - (イ) サークル活動を行うに当っては、主催者の氏名、連絡先、メンバー表を所定の用紙で役員会に提出する。
 - (ウ) サークルのメンバーのうち3分の2以上は八潮学園PTAの会員またはOB・OGでなくてはならない。
 - (エ) サークルの運営は主催者を中心にサークル会員が会費制で行う。
 - (オ) 各サークルは定期総会において前年度の活動報告と新年度の活動計画案を発表する。

付則 平成25年 1月19日改正
平成25年 4月 1日施行
平成27年11月 7日改正
平成28年 4月 1日施行
平成29年 1月21日改正
平成29年 4月 1日施行
平成30年 3月16日改正
平成30年 4月 1日施行
令和 2年12月14日改正
令和 3年 4月 1日施行

P T A 個人情報取扱内規

(目的)

第1条 この内規は、本会が取得・保有する個人情報の適正な取扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、法に定める要配慮個人情報（本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いが生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令に定める記述等が含まれる個人情報をいう。）は取り扱わないものとする。

(周知)

第3条 個人情報の取扱方法は、総会又は運営委員会などにより会員に周知する。

(管理者)

第4条 個人情報の管理者（以下「管理者」とする。）は、八潮学園P T A会長とする。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は、役員及び委員（以下「取扱者」とする。）とする。

(秘密保持義務)

第6条 管理者及び取扱者は、職務上知ることができる個人情報をみだりに知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(利用目的)

第7条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) P T A会員間の業務連絡
- (2) 役員・委員・会員名簿等の作成
- (3) 八潮学園P T A役員会及び運営委員会が役員、委員選出を行うため
- (4) 会計処理委託のため、品川区立八潮学園への第三者提供

(個人情報の取得)

第8条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、P T A会長宛に書面で提出された氏名、電話番号、メールアドレスなどその他必要とするもので同意を得た事項とする。

2 本会は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。

(保有個人データの訂正)

第9条 P T Aは、保有する個人情報について、内容が事実でないことを理由に当該本人から訂正、追加、削除を求められた場合は、必要な調査を行い、その結果に基づき、遅滞なくこれに応じることとする。

2 訂正等を行ったとき、又は訂正を行わない旨の決定をしたときは本人に通知する。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、訂正、削除の連絡をすることでこれに代えることができる。

(同意の取消し)

第 10 条 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての事項について、同意を取り消すことができる。

- 2 不同意の申出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄又は削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに代えることができる。

(管理)

第 11 条 個人情報は、管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(安全確保)

第 12 条 個人情報の取扱者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他管理のために必要

な措置を講じなければならない。

(外部への持出等の制限)

第 13 条 個人情報が記録されている媒体への外部送信、送付又は持ち出しについては、管理者の指示に従い適切な状態で保管すること。

(第三者提供の制限)

第 14 条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 15 条 個人情報を第三者（第 14 条第 1 号から第 4 号の場合及び都、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 16 条 第三者（第 14 条第 1 号から第 4 号の場合及び都、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

（情報開示等）

第 17 条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

（漏えい時等の対応）

第 18 条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

（苦情の処理）

第 19 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

この内規は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

発行 品川区立八潮学園PTA
(品川区八潮5-11-2)

印刷・製本 品川区八潮学園PTA役員会

発行 令和3年4月